

# 安芸津中生徒の心得

東広島市立安芸津中学校

令和8年4月1日改定

## 【目的】

この心得は、学校生活に必要なルールやマナーです。学校生活を安心して明るく楽しいものにするために、一人一人が内容を十分に理解し、守っていきましょう。

## 1 校内生活

### (1) 登校時刻及び下校時刻を守る。

①登校時刻は、年間を通して8時10分とし、HR教室で着席しておく。

※8時10分のチャイムが鳴り終わったときに、HR教室で着席していなければ遅刻とする。

②下校時刻は、次の通りとし、各時刻までに校門を出る。

4月	1日	～	9月30日	18時00分
10月	1日	～	10月31日	17時30分
11月	1日	～	1月31日	17時00分
2月	1日	～	3月31日	17時30分

③遅刻、欠席の場合は、8時までに保護者に連絡してもらう。

④遅刻して登校した場合は、職員室で報告し、登校時刻をホワイトボードに記入してから授業教室へ行く。

⑤早退する場合は、学校から保護者へ事前に連絡してから帰宅する。

⑥登校したら、原則、校外には出ない。特別な理由があるときは、職員室に連絡して許可を得てから外出する。

### (2) 元気よくあいさつや返事をする。

①生徒、先生、来校者などに、その場に応じた声であいさつをする。

②授業の始まりと終わりは、号令に合わせてあいさつをする。

③呼名されたとき、はっきりと返事をする。

### (3) HRの時間を充実する。

<朝のHR>

①チャイムが鳴る1分前までに着席し、読書習慣を定着する。

<帰りのHR>

①一日の反省、教科、委員会の伝達をする。

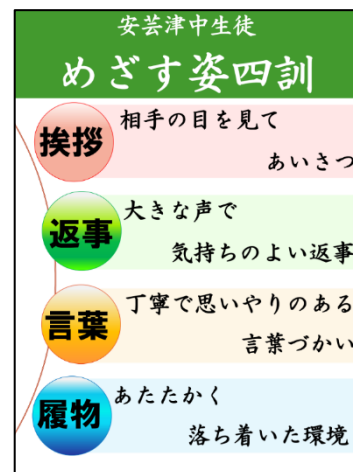
### (4) 授業に集中して取り組む。

①忘れ物をせず、授業道具を机上に用意し、1分前には席に座って待つ。

②黙想は、授業者の合図があるまで姿勢を正して（立腰）心を落ち着かせる。

③全員が授業に集中して取り組めるよう、クラスの一員としての自覚をもち、先生の指示に素直に従う。

### (5) 特別棟の教室に移動する際は、自分の学年の教室の階（4階の学年は3階）の渡り廊下を利用し、特別棟の中央階段を通過して移動する。各教室に戻る際も、同様とする。



- (6) 提出物、宿題をきちんとする。
- ①「生活ノート」に丁寧に記入し、毎日提出する。
  - ②宿題は計画的に行い、提出期限を守る。
- (7) 給食の準備、食事、片づけをきちんとする。
- ①当番の人は、白衣、マスクを着用し、前髪は帽子の中に入れてから教室を出て、時間内に準備する。
  - ②当番以外の方は、図書室・廊下・少人数教室にて静かに読書や自習をして待つ。
- (8) 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。
- ①利用時間は1日50分以内とする。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡をし、早退する。
  - ②保健室の利用が度重なる場合は、担任から保護者に連絡し医療機関への受診をすすめる。
  - ③生徒のみで早退する場合は、家に着いたら必ず中学校へ電話連絡をすること。
- (9) 無言で掃除に取り組む。
- ①予鈴までにそれぞれの掃除場所へ移動・整列し、チャイムで黙想する。
  - ②チャイムが鳴り終わったらあいさつをし、無言清掃を時間いっぱい隅々まで協力して行う。
- (10) 部活動に所属している生徒は、部活動に参加する。
- ①帰りのHR終了後すぐに着替え、部活動場所へ移動する。
  - ②欠席、遅刻、早退するときは、部活動顧問に連絡する。
  - ③部活動に参加していない生徒は、速やかに下校する。
- (11) 通学方法の変更、住所または保護者の変更、校舎校具の破損、金品の紛失または拾得、感染症に罹った場合、速やかに担任へ申し出る。

## 2 頭髪など

- (1) 学習の妨げにならない髪型とする。
- (2) 片方のみ短くしたり、斜めに切ったり、立てたり、整髪料をつけたりしない。また、モヒカンなどの髪の長さを大きく変えて段差をつける髪型にしない。
- (3) 前髪は目にかからない長さとする。ピンを使用する場合は黒で、横髪のみ2本までとする。横や後ろの髪が肩についたときは、黒、紺、茶色のゴムを使用し、後頭部で1つまたは2つに結ぶ。リボンを使用しない。
- (4) 染色、脱色、パーマ、そり込み、線入れなどは禁止する。
- (5) 眉毛をぬく、そるなどは禁止する。(眉毛がつながるなどの形について困っている生徒については、担任の先生に相談をする)
- (6) 耳にピアスの穴をあけたり、イヤリングなどをつけたりしない。
- (7) 爪は短く切る。また、磨いたり、マニキュアをつけたりしない。
- (8) 刺青、タトゥー、整形などは禁止する。
- (9) その他
  - ①口紅やマスカラなど化粧は禁止する。日焼け止めクリーム・リップクリーム・ハンドクリームは無色無香料のものとする。(但し、汗拭きシート類は禁止とする)
  - ②(9)①のものや、くしや手鏡を使用する場合は、更衣場所やトイレの手洗い場などで使用する。

### 3 服装など

#### (1)服装

- ①学校指定の制服を着用し、シャツの裾はズボンの中に入れる。
  - ②ズボンやスラックスを履く場合は、腰骨より上でベルトを締める。
  - ③ベルトは、色を黒・紺・茶の一色で飾りをつけてない物とし、しっかりとめる。
  - ④スカートを履く場合は折ったり切ったりせず、膝下の長さとする。(膝を地面についてスカートが地面につく長さ)
  - ⑤冬季は、学校指定のブレザーの下に、学校指定のセーターまたはベストを着用してもよい。セーターは上着の袖口から出さないようにする。ただし、授業時に暑い場合は、ブレザーを脱いで体温調節する。
  - ⑥冬季は、登下校時に学校指定のウィンドブレーカーを着用してもよい。着用時は、チャックは上まで上げ、着脱は教室で行う。
  - ⑦冬季は、登下校時や外で行う体育の授業の準備運動までの時は、手袋を着用してもよい。ただし色は華美でないものを使用すること。
- (2)無地の華美ではない色（白・黒・紺・グレー・ベージュ）の肌着を着用する。(ワンポイント可)ただし、首元や袖口から出ないようにする。
- (3)体育館シューズは、学校指定のものを体育館のみで使用する。
- #### (4)靴下
- ①装飾なく（ワンポイント不可）、華美ではない色（白・黒・紺）で、くるぶしが完全に隠れているものとする。ただし、式や行事など指定された場合は、白とする。
  - ②ルーズソックスや折ってはくことは禁止する。
- (5)靴は白色（色線なし）のものとし、かかとに記名する。
- (6)名札は指定のものを左胸に縫いつける。
- (7)手首や足首にゴムや飾りをつけない。

### 4 所持品

- (1)登下校中、マフラーの使用は禁止する。ただしネックウォーマーは、ウィンドブレーカー着用時に着用してもよい。
- (2)学校指定の通学カバン（授業道具・タブレット等）とスポーツバッグ（体操服、部活動道具）を使いわけ、ロッカーに入れる。飾りを付けたり、落書きをしない。
- (3)上履きは、学校指定の物を使用し、かかとに記名する。
- (4)所持品には、記名をする。
- (5)金品の貸し借り、物品の売買は禁止する。
- (6)学校生活に不要なものは持参しない。持参してきた場合は、学校が預かり、保護者に直接返却する。
- (7)貴重品は、先生に預ける。
- (8)はさみ、カッターその他鋭利な刃物は、授業で指示されない限り学校への持ち込みを禁止する。
- (9)筆箱は、ぬいぐるみタイプなど華美なものは使用しない。

## 5 通学

- (1)安全に留意しながら、交通ルール・マナーを守り、決められた通学路を通る。
- (2)自転車に乗る際は、並列走行や2人乗りなど危険な運転はしない。
- (3)登下校中の寄り道、飲み食いは禁止する。
- (4)登下校時の不審者対策のための防犯ブザーは、必要があれば各自で用意する。
- (5)保護者に送迎してもらう場合は、学校外で降車・乗車する。
- (6)特別な事情（骨折や体調不良等）があり、学校敷地内で降車・乗車する場合は、保護者が学校へ事前に連絡し許可を得る。

## 6 自転車・ヘルメットについて

- (1)自転車点検（通学に適しており、きちんと整備されたもの）に合格し、自転車通学許可証が貼られている自転車を使用する。
  - ①ライト、カゴ、ブレーキ、反射鏡、ベルを完備する。
  - ②前のかごはよいが、横のかごは禁止する。荷台を取り付ける。
  - ③安全上問題のあるハンドル（ドロップ、変形など）は使用しない。
  - ④改造や飾り付け（ハブステップ等）はしない。
  - ⑤重たい荷物は、荷台にひもでくくり付ける。ただし、荷物が軽く荷台にくくりづらい場合は、前のかごに入れるか、背負って安全に気を付けて登下校する。
- (2)自転車を駐車する際はかぎを必ず抜いて自分で管理すること。
- (3)以下の内容について改善が見られない場合は、一定期間、自転車通学を禁止する。
  - ①自転車2人乗り
  - ②信号無視
  - ③あご紐外し
  - ④ヘルメット未着用
  - ⑤斜め横断
  - ⑥横断歩道内を乗車
  - ⑦並列運転
  - ⑧ながら運転
  - ⑨その他危険な運転

## 7 その他

- (1)携帯電話やスマートフォン、タブレット（学校貸与のものは除く）等の学校への持ち込みは禁止する。
- (2)飲料水は水筒に入れて持参する。中身については、水、お茶を原則とするが、体調管理のため状況に応じてスポーツドリンクの持参を可とする。
- (3)生徒だけでの外泊は禁止する。
- (4)保護者が同伴しない生徒だけでの娯楽施設（カラオケボックス、店舗型のゲームセンター、ボーリング場、インターネットカフェなど）への出入りは禁止する。
- (5)放課後や休日などに用事（忘れ物を取りに来るなど）があつて登校する場合は、制服（体操服可）を着用する。なお、休日や遅い時間のときは、事前に電話確認をして入校する。

- (6) 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ事前連絡し、入校する。
- (7) アルバイトは原則として禁止するが、特別な理由がある場合は、保護者が記入した用紙を提出し許可を得る。

## 8 特別な指導について

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことである。

問題行動を反省し、自己を見つめ直し、よりよい学校生活を送ることができるよう特別な指導を行う。

### <特別な指導に該当する問題行動>

#### (1) 法令・法規に違反する行為・・・内容によっては関係機関と連携を取る

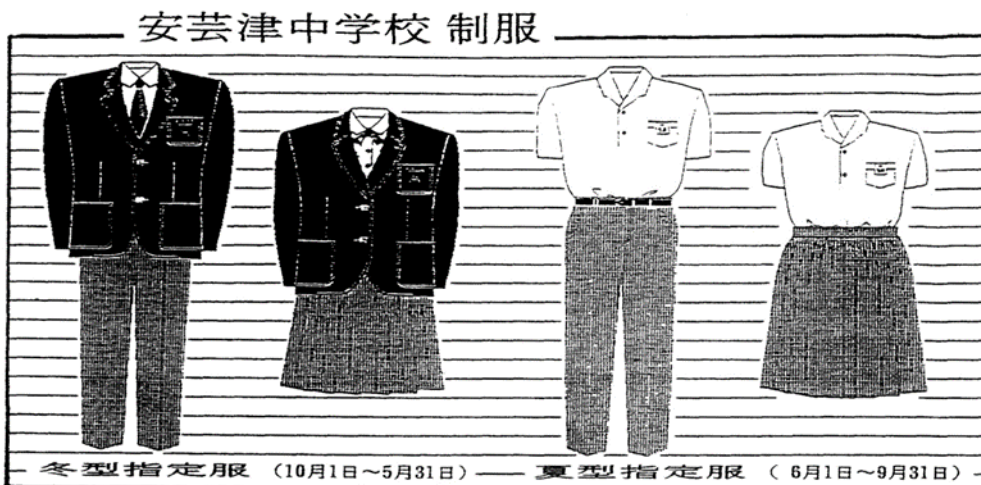
- ① 飲酒、喫煙
- ② 暴力（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損）、威圧、金品等強要行為
- ③ 建造物破損、器物破損
- ④ いじめ
- ⑤ 窃盗、万引き、占有離脱物横領
- ⑥ 性に関するもの
- ⑦ 薬物等乱用
- ⑧ 交通違反
- ⑨ 刃物等所持
- ⑩ 無免許運転
- ⑪ その他法令、法規に違反する行為

#### (2) 学校の規則等に違反する行為・・・内容によっては関係機関と連携を取る

- ① 登校後の無断外出、無断早退
- ② 指導に従わない（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き）
- ③ 携帯電話等の不要物の所持、使用
- ④ 不正行為（試験時のカンニングなど）
- ⑤ 家出及び深夜徘徊
- ⑥ 無断アルバイト
- ⑦ 暴走族等への加入及び参加
- ⑧ 不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑨ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為（頭髪違反など）

## 安芸津中学校制服等の規定

(詳細は、安芸津衣料品組合とメーカーの仕様書があり、それに従って縫製されます。)



### 本校指定制服規定

#### (1) 制服

- ◆ブレザー (上着)
- ◆ズボン (スラックス) ・スカート
- ◆ネクタイ (リボン)

#### (2) シャツ

- ◆冬用 標準型カッターor 白無地ブラウス (シヨールカラー)
- ◆夏用 ポロシャツ (学校指定のもの)

#### (3) オプション 〈希望者のみ〉

- ◆夏用スラックス
- ◆夏用スカート
- ◆ベスト スクールセーター (グレー)  
【胸に安芸津中の「A」マーク入り】